

財務省告示第二百二十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年五月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	最低額面金	振替単位	発行行日	発行行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百三十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で二千九百四十八億円	二千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年五月二十日	額面金額百円につき百円五銭	年〇・一パーセント	平成十七年十一月二十日を

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十四号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 七	十 六	十 五	十 四			十 三
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	償 還 期 限	後 の 利 子	第 二 期 以
平 成 十 七 年 五 月 二 十 日	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 九 年 五 月 二 十 日	平 成 十 九 年 五 月 二 十 日	日 を 支 払 期 とし、 各 支 払 期 に お いて、 その 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利 子 を 支 払 う。	毎 年 五 月 二 十 日 及 び 十 一 月 二 十